

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年2月25日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官
(説明員) (人材局)
澤田企画課長

議 題

2025年度経験者採用試験の見直しに伴う人事院規則の改正等

議事の概要

- 議題「2025年度経験者採用試験の見直しに伴う人事院規則の改正等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

2025 年度経験者採用試験の見直しに伴う人事院規則の改正等について

令和 7 年 2 月 2 5 日

人 材 局

経験者採用試験について、本年度の勧告時報告でも言及したように人材確保が危機的状況にある中、民間企業等における多様な経験や専門性を有する人材をより一層公務に誘致する方策等として、2025年度試験から以下 i ～ v の見直しを行うため、人事院規則の改正等を行うこととしたい。

- i 採用候補者名簿の有効期間の延長
- ii 各府省における事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする係長の官職を対象とする経験者採用試験の新設等
- iii 会計検査院経験者採用試験（係長級（事務））の廃止
- iv 外務省経験者採用試験（書記官級）の外国語試験の出題分野の見直し
- v 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））の受験資格の拡大

I 「経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令」の一部改正に対する意見について【関連：ii、iii】

- (1) 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成26年政令第192号）第1条第3項、第2条第4項及び別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の規定により、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する事項は内閣官房令により定めることとされており、同政令第4条では、この内閣官房令は人事院の意見を聴いて定めることとされている。
- (2) この規定に基づき、内閣総理大臣から、令和7年1月29日付けで、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令（以下、「内閣官房令」という。）の一部改正に対する人事院の見解を求められている（別紙1参照）。

改正内容は、経験者採用試験の対象官職について、各府省における事務の実施等

の業務に従事することを主たる職務内容とする係長級の官職を追加し、会計検査院における会計に関する知識を必要とする会計検査に関する事務を主たる職務内容とする係長級の官職並びに総務省、国土交通省及び観光庁における事務の実施等の業務に従事することを主たる職務内容とする係長級の官職を削除するものである。

- (3) 人事院は、提示された内閣官房令案について、採用試験の公正性の観点や試験の円滑な実施の観点等から問題があれば意見を述べることとなるが、本件については、特段の問題はないと考えられることから、提示案のとおり改正することに異議ない旨、回答することとしたい（別紙2参照）。

II 人事院規則8—12（職員の任免）の一部改正について（規則案は別紙3参照）【関連：i】

近年、総合職試験等について採用候補者名簿（以下「名簿」という。）の有効期間を延長したこととのバランスを考慮し、経験者採用試験の合格者についても、一定期間、再度受験することなく各府省に採用されることができるよう、名簿の有効期間を、現在の1年から、総合職試験等と同様の5年とする。

本改正に伴い、人事院規則1—34（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）における上記名簿に関連する文書の保存期間などの所要の経過措置を設ける。

III 平成26年人事院公示第22号の一部改正について（公示案は別紙4参照）

- 1 各府省における事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする係長の官職を対象とする経験者採用試験の新設等【関連：ii】

I(2)のとおり、経験者採用試験の対象官職として各府省における事務の実施等の業務に従事することを主たる職務内容とする係長級の官職が追加される予定であることから、当該官職を対象とする経験者採用試験を新設する。これに伴い、従来省庁ごとに対象官職を設定してきた総務省経験者採用試験（係長級（事務））、国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））及び観光庁経験者採用試験（係長級（事務））を廃止する。

2 会計検査院経験者採用試験（係長級（事務））の廃止【関連：iii】

I(2)のとおり、経験者採用試験の対象官職から会計検査院における会計に関する知識を必要とする会計検査に関する事務をその職務の主たる内容とする係長の官職が削除される予定であることから、会計検査院経験者採用試験（係長級（事務））を廃止する。

3 外務省経験者採用試験（書記官級）の外国語試験の出題分野の見直し【関連：iv】

外務省におけるペルシャ語又はベトナム語を解する人材の確保のため、外国語試験の出題分野を見直し、新たにペルシャ語又はベトナム語も選択できることとする。

4 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））の受験資格の拡大【関連：v】

受験者を広く誘致するために受験資格を見直し、大学卒業等からの経過年数の要件を1年短縮するとともに、大学等又は大学院において修了する必要がある課程等に関する要件を撤廃する。

IV 意見公募手続の結果

今般の規則等改正に当たり、Ⅱ及びⅢについて令和6年12月18日から7年1月22日まで意見公募手続を実施したところ、意見が1件提出されたが、改正内容の再検討が必要となるものではなかった。なお、意見に対しては、人事院の考え方として丁寧に説明することとする（別紙5参照）。

V 公布日・施行日

公布日：令和7年3月14日【P】（内閣官房令公布日と同日）

施行日：令和7年4月1日（内閣官房令施行日と同日）

以 上

【公印・契印（省略）】

閣 人 人 第 45 号
令和7年1月29日

人事院総裁 川 本 裕 子 殿

内閣総理大臣 石 破 茂

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに
求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部改正につい
て

標記内閣官房令を別紙のように改正したいので、採用試験の対象官職及
び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成26年政令
第192号）第4条の規定に基づき、貴院の見解を伺います。

○内閣官房令第 号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第九十二号）第一条第三項、第二条第四項及び別表実務経験等活用官職に係る経験者採用試験の項下欄の規定に基づき、経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する

内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに求められる知識及び能力等に関する内閣官房令（平成二十六年内閣官房令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(実務経験等活用官職) 第二条 令第一条第三項に規定する実務経験等活用官職として内閣官房令で定める官職は、次に掲げるものとする。 一 標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職（以下「係長の官職」という。）のうち、次に掲げる官職であつて、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（イにあつては第五号及び第六号イに掲げるものを、ロにあつては第二号、第六号ロ及び第七号に掲げるものを除く。） イ 政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職 ロ 事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職 〔号を削る。〕 二 総務省の係長の官職のうち、同省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職であつて、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの 〔号の細分を削る。〕 〔号の細分を削る。〕	(実務経験等活用官職) 第二条 〔同上〕 一 標準的な官職が係長である職制上の段階に属する官職（以下「係長の官職」という。）のうち、政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する事務をその職務とする官職であつて、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（第六号及び第七号ロに掲げるものを除く。） 〔号の細分を加える。〕 〔号の細分を加える。〕 二 会計検査院の係長の官職のうち、会計に関する知識を必要とする会計検査に関する事務をその職務の主たる内容とする官職であつて、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの 三 総務省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であつて、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの イ 総務省の所掌に係る事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職（ロに掲げるものを除く。） ロ 総務省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職

経験者採用試験（係長級（事務））	大卒程度の者	一 第二条第一号イの官職にあつては、次に掲げる能力 イ 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力又は適切かつ効果的に説明及び討議を行う能力
-------------------------	---------------	--

別表（第四条関係）

七 〔略〕

〔号を削る。〕

イ 〔略〕

ロ 国土交通省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職（第七号に掲げるものを除く。）

〔号の細分を削る。〕

三 〔略〕

四 〔略〕

五 〔略〕

六 国土交通省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であつて、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

経験者採用試験（係長級（事務））	大卒程度の者	一 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力又は適切かつ効果的に説明及び討議を行う能力 〔号の細分を加える。〕
-------------------------	---------------	--

別表（第四条関係）

九 〔同上〕

八 観光庁の係長の官職のうち、同庁の所掌に係る事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職であつて、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの

ハ 国土交通省の所掌に係る事務の実施等の業務に主として技術的な知識を活用して従事することをその職務の主たる内容とする官職

ロ 〔同上〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

七 国土交通省の係長の官職のうち、次に掲げる官職であつて、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの（イにあつてはハ並びに第八号及び第九号に掲げるものを、ハにあつては第八号及び第九号に掲げるものを除く。）

イ 国土交通省の所掌に係る事務の実施等の業務に従事することをその職務の主たる内容とする官職

ロ イに掲げる事項の基盤となる基礎的な外国語の能力 二 第二条第一号ロの官職にあつては、課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 〔三・四 略〕	〔項を削る〕	〔項を削る〕
「号の細分を加える。」 二 前号に掲げる事項の基盤となる基礎的な外国語の能力 〔三・四 同上〕	会計検査院経験者採用試験（係長級） 大卒程度の者 一 会計に関する分野における知識 二 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 三 前二号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 四 採用後の研修又は職務経験をを通じて前各号の知識及び能力の向上が見込まれる資質	総務省経験者採用試験（係長級（事務）） 大卒程度の者 一 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 二 前号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 三 採用後の研修又は職務経験をを通じて前二号の知識及び能力の向上が見込まれる資質

〔項を削る〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔項を削る〕		
	国土交通省経験者採用試験（係長級）（技術）	大卒程度の者	一 〔略〕 二 第二条第六号イの官職にあつては、次に掲げる能力 〔イ・ロ 略〕 三 第二条第六号ロの官職にあつては、課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 〔四・五 略〕

観光庁経験者採用試験（係長級）	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
	〔同上〕		
	国土交通省経験者採用試験（係長級）（事務）	大卒程度の者	一 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 二 前号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 三 採用後の研修又は職務経験を通じて前二号の知識及び能力の向上が見込まれる資質
観光庁経験者採用試験（係長級）	国土交通省経験者採用試験（係長級）（技術）	大卒程度の者	一 〔同上〕 二 第二条第七号ロの官職にあつては、次に掲げる能力 〔イ・ロ 同上〕 三 第二条第七号ハの官職にあつては、課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 〔四・五 同上〕
	大卒程度の者		
	一 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力 二 前号に掲げるもののほか、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力 三 採用後の研修又は職務経験を通じて前二号の知識及び能力の向上が見込		

	【略】	【略】
備考 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。		
一 【略】		
【号を削る。】		
【号を削る。】		
二 総務省経験者採用試験（係長級（技術）） 経験者採用試験のうち、第二条第二号に掲げる官職への採用を目的としたもの		
三 外務省経験者採用試験（書記官級） 経験者採用試験のうち、第二条第三号に掲げる官職への採用を目的としたもの		
四 国税庁経験者採用試験（国税調査官級） 経験者採用試験のうち、第二条第四号に掲げる官職への採用を目的としたもの		
五 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術）） 経験者採用試験のうち、第二条第五号に掲げる官職への採用を目的としたもの		
【号を削る。】		
六 国土交通省経験者採用試験（係長級（技術）） 経験者採用試験のうち、第二条第六号に掲げる官職への採用を目的としたもの		
【号を削る。】		

		まれる資質
	【同上】	【同上】
備考 【同上】		
一 【同上】		
二 会計検査院経験者採用試験（係長級） 経験者採用試験のうち、第二条第二号に掲げる官職への採用を目的としたもの		
三 総務省経験者採用試験（係長級（事務）） 経験者採用試験のうち、第二条第三号イに掲げる官職への採用を目的としたもの		
四 総務省経験者採用試験（係長級（技術）） 経験者採用試験のうち、第二条第三号ロに掲げる官職への採用を目的としたもの		
五 外務省経験者採用試験（書記官級） 経験者採用試験のうち、第二条第四号に掲げる官職への採用を目的としたもの		
六 国税庁経験者採用試験（国税調査官級） 経験者採用試験のうち、第二条第五号に掲げる官職への採用を目的としたもの		
七 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術）） 経験者採用試験のうち、第二条第六号に掲げる官職への採用を目的としたもの		
八 国土交通省経験者採用試験（係長級（事務）） 経験者採用試験のうち、第二条第七号イに掲げる官職への採用を目的としたもの		
九 国土交通省経験者採用試験（係長級（技術）） 経験者採用試験のうち、第二条第七号ロ又はハに掲げる官職への採用を目的としたもの		
十 観光庁経験者採用試験（係長級） 経験者採用試験のうち、第二条第八号に掲げる官職への採用を目的としたもの		

七 気象庁経験者採用試験（係長級（技術）） 経験者採用試験のうち、第二条第七号に掲げる官職への採用を目的としたもの	十一 気象庁経験者採用試験（係長級（技術）） 経験者採用試験のうち、第二条第九号に掲げる官職への採用を目的としたもの
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この内閣官房令は、令和七年四月一日から施行する。

人 企 一 ● ●

令和7年2月●●日

内閣総理大臣 石 破 茂 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

経験者採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験の種類ごとに
求められる知識及び能力等に関する内閣官房令についての意見

令和7年1月29日に内閣総理大臣から人事院総裁宛て文書（閣人人第45号）により提示された内閣官房令案につきましては、採用試験の公正性等の観点からみて特に問題はないものと認められることから、貴案のとおり改正されることに異議ありません。

以 上

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則八―一二（職員の任免）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則八―一二―二三

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則

人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（名簿の有効期間） 第十四条 名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲	（名簿の有効期間） 第十四条 名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲

げる採用試験に係る名簿にあつては、当該各号に定める期間とする。

一 規則八―一八第三条第一項、第二項第一号並びに第三項第七号、第八号及び第十一号に掲げる採用試験（次号及び第三号に掲げるものを除く。）並びに法第四十五条の二第二項

第四号に規定する経験者採用試験である採用

試験 五年

二〃四（略）

2・3（略）

げる採用試験に係る名簿にあつては、当該各号に定める期間とする。

一 規則八―一八第三条第一項、第二項第一号並びに第三項第七号、第八号及び第十一号に掲げる採用試験（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 五年

二〃四（略）

2・3（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行前に効力が発生した経験者採用試験（法第四十五条の二第二項第四号に規定する経験者採用試験をいう。次条において同じ。）である採用試験に係る法第五十条に規定する採用候補者名簿（次条において「名簿」という。）の有効期間については、この規則による改正後の規則八―一二第十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条 規則八―一二第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）第二条に規定する人事管理文書であつて、別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項に掲げるものをいう。）であつて、この規則の施行前に効力が発生した経験者採用試験である採用試験に係る名簿に係るものの保存期間については、この規則による改正後の規則八―一二第十四条第一項並びに規則一―三四第三条及び別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項（保存期間の欄に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人事院公示第●●号

人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）第 3 条第 4 項、第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項第 1 号並びに第 8 条第 3 項の規定に基づき、平成 26 年人事院公示第 22 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年●月●日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 8—18（採用試験）（以下「規則」という。）第 3 条第 4 項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一 （略） （削る）	1 人事院規則 8—18（採用試験）（以下「規則」という。）第 3 条第 4 項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一 （略） <u>二 内閣官房令第 2 条第 2 号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第 3 条に規定する大卒程度の</u>

(削る) 二 内閣官房令第2条第2号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 総務省経験者採用試験（係長級（技術）） 三 内閣官房令第2条第3号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 外務省経験者採用試験（書記官級） 四 内閣官房令第2条第4号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国税	者に対して行う採用試験 会計検査院経験者採用試験（係長級（事務）） 三 内閣官房令第2条第3号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 総務省経験者採用試験（係長級（事務）） 四 内閣官房令第2条第3号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 総務省経験者採用試験（係長級（技術）） 五 内閣官房令第2条第4号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 外務省経験者採用試験（書記官級） 六 内閣官房令第2条第5号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国税
---	--

庁経験者採用試験（国税調査官級）

五 内閣官房令第2条第5号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））

(削る)

六 内閣官房令第2条第6号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））

(削る)

庁経験者採用試験（国税調査官級）

七 内閣官房令第2条第6号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））

八 内閣官房令第2条第7号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））

九 内閣官房令第2条第7号（同号ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））

十 内閣官房令第2条第8号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 観光

<u>七</u> 内閣官房令第2条第7号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 気象庁経験者採用試験（係長級（技術）） 2～7 （略）	<u>十一</u> 内閣官房令第2条第9号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 気象庁経験者採用試験（係長級（事務）） 2～7 （略）
---	--

別表第 1

種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
経験者採用試験 （係長級（事務））	府省合同 A	内閣官房令第 2 条第 1 号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる官職
	府省合同 B	内閣官房令第 2 条第 1 号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	内閣官房令第 2 条第 6 号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、国土交通省の内部部局（本省に置かれる職を含む。）における主として都市計画及び都市計画事業、下水道、河川等の整備及び管理、砂防、道路の整備及び管理、住宅の供給、建築物の質の向上、道路運送車両の安全の確保及び道路運送車両に係る環境の保全、船舶の安全の確保、港湾等の整備及び管理、航空運送及び航空に関する事業の発達、改善及び調整、航空機の安全の確保、空港等の管理に関連する環境対策、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務に従事することを職務とする官職
	国土地理院	内閣官房令第 2 条第 6 号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職

別表第 1

種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	内閣官房令第 2 条第 7 号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、国土交通省の内部部局（本省に置かれる職を含む。）における主として都市計画及び都市計画事業、下水道、河川等の整備及び管理、砂防、道路の整備及び管理、住宅の供給、建築物の質の向上、道路運送車両の安全の確保及び道路運送車両に係る環境の保全、船舶の安全の確保、港湾等の整備及び管理、航空運送及び航空に関する事業の発達、改善及び調整、航空機の安全の確保、空港等の管理に関連する環境対策、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務に従事することを職務とする官職
	国土地理院	内閣官房令第 2 条第 7 号（同号ハに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、国土地理院における主として土地の測量及び地図の調製に関する事務に従事することを職務とする官職

		のうち、国土地理院における主として土地の測量及び地図の調製に関する事務に従事することを職務とする官職
地方整備局・北海道開発局		内閣官房令第2条第6号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、地方整備局若しくは北海道開発局における主として河川等、道路若しくは港湾等の整備及び管理、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務又は北海道開発局における主として農地の保全等に関する事務に従事することを職務とする官職

地方整備局・北海道開発局	内閣官房令第2条第7号（同号ハに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、地方整備局若しくは北海道開発局における主として河川等、道路若しくは港湾等の整備及び管理、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務又は北海道開発局における主として農地の保全等に関する事務に従事することを職務とする官職
--------------	--

別表第2

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
経験者採用試験（係長級（事務））	府省合同A	基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験及び人物試験
	府省合同B	基礎能力試験、経験論文試験及び人物試験

別表第2

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験及び人物試験
会計検査院経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
総務省経験者採		基礎能力試験、経験論文試験、人

(略)	(略)	(略)
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
	国土地理院	基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
	地方整備局・北海道開発局	基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
(略)	(略)	(略)

別表第3

種類ごとの名称	試験種目	出題分野
外務省経験者採用試験（書記官	外国語試験（記述	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル

用試験（係長級（事務））		物試験及び総合評価面接試験
(略)	(略)	(略)
国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
	国土地理院	基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
	地方整備局・北海道開発局	基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
観光庁経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
(略)	(略)	(略)

別表第3

種類ごとの名称	試験種目	出題分野
外務省経験者採用試験（書記官	外国語試験（記述	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル

級)	式)	語、アラビア語、 <u>ペルシャ語、トルコ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する1か国語</u>
	外国語試験（面接）	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、 <u>ペルシャ語、トルコ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する1か国語</u>

級)	式)	語、アラビア語、 <u>トルコ語、タイ語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する1か国語</u>
	外国語試験（面接）	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、 <u>トルコ語、タイ語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する1か国語</u>

別表第4

種類ごとの名称	区分試験	受 験 資 格
経験者採用試験 （係長級（事務））	府省合同 A	規則第19条の規定により告知された当該採用試験の規則第24条に規定する最終の合格者を発表する日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の4月1日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第7項第2号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しく

別表第4

種類ごとの名称	区分試験	受 験 資 格
経験者採用試験 （係長級（事務））		規則第19条の規定により告知された当該採用試験の規則第24条に規定する最終の合格者を発表する日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の4月1日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第7項第2号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しく

		はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して2年を経過した者			はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して2年を経過した者
	府省合同 B	試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者 一 学校教育法に定める義務教育を終了した日 14年 二 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日 11年 三 学校教育法に基づく高等専門学校第3学年の課程を修了した日 11年 四 学校教育法第90条第2項の規定に基づき大学に入学した	会計検査院経験者採用試験（係長級（事務））		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して5年を経過した者で、平成18年1月1日以降に公認会計士法（昭和23年法律第103号）第3条に規定する公認会計士試験に合格したもの又は同日前に公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）の規定による改正前の公認会計士法の規定による公認会計士試験の第二次試験に合格したもの
			総務省経験者採		試験年度の4月1日において、大

		日 11年 五 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第2号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日 11年 六 学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第3号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。） 11年 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日 11年 八 外国において学校教育における12年の課程を修了した日 11年 九 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに	用試験（係長級（事務））	学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して7年を経過した者
--	--	--	---------------------	--

規定する資格を取得した日 1
1 年

十 昭和 2 3 年文部省告示第 4 7
号第 2 4 号に規定する教育施設
又はこれに準ずるものに置かれ
る 1 2 年の課程を修了した日
1 1 年

十一 昭和 5 6 年文部省告示第 1
5 3 号第 1 号に規定する検定に
合格した日又は同告示第 2 号か
ら第 5 号までに規定する課程を
修了した日 1 1 年

十二 学校教育法に基づく短期大
学、高等専門学校、高等学校の
専攻科の課程（同法第 5 8 条の
2 の文部科学大臣の定める基準
を満たすものに限る。）又は専
修学校の専門課程（同法第 1 3
2 条の文部科学大臣の定める基
準を満たすものに限る。）（以
下「短期大学等」という。）を
修了した日 9 年

十三 学校教育法に基づく専門職
大学の前期課程を修了した日
9 年

十四 学校教育法施行規則第 1 5

		5 条第 2 項第 5 号から第 7 号までに規定する課程を修了した日 9 年 十五 大学等を卒業した日 7 年 十六 学校教育法第 1 0 2 条第 2 項の規定に基づき大学院に入学した日 7 年 十七 学校教育法第 1 0 4 条第 7 項第 1 号の規定に基づき学士の学位を授与された日 7 年 十八 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第 1 5 5 条第 1 項第 5 号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。） 7 年 十九 大学院の課程等を修了した日 5 年			
総務省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の 4 月 1 日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して 1 2 年を経過した者で、<u>短期大学等</u>、大学等、大	総務省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の 4 月 1 日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して 1 2 年を経過した者で、<u>学校教育法に基づく短期</u>

学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

一～三 （略）

四 学校教育法施行規則第150条第2号の規定に基づき文部科

大学、高等専門学校、高等学校の専攻科の課程（同法第58条の2の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）若しくは専修学校の専門課程（同法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）（以下「短期大学等」という。）、大学等、大学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

一～三 （略）

四 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第15

		学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日 五 (略) 六 <u>高等学校卒業程度認定試験規則</u>に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日 七～十 (略)			0条第2号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日 五 (略) 六 <u>高等学校卒業程度認定試験規則</u>（平成17年文部科学省令第1号）に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日 七～十 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して<u>3年を経過した者</u>	農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して<u>4年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して情報工学、土木、造船工学、数学、物理、地球科学、化学、生物学、薬学、農芸化学、農学、農業経済、畜産、水産、農業農村工学、林学、砂防、造園又は林産に関する課程を修めて卒業又は修了したもの</u>

国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して計測、制御、情報工学、電気、電子、通信、機械、航空、土木、建築、材料工学、造船工学、農業農村工学、林学、砂防又は造園に関する課程を修めて卒業又は修了したもの
	国土地理院	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して７年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学、農業農村工学又は林学に関する課程を修めて卒業又は修了し、かつ、測量法（昭和２４年法律第１８８号）第４９条第１項に規定する測量士の登録を受けているもの
	地方整備局・北海道開発局	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も

国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して７年を経過した者
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して計測、制御、情報工学、電気、電子、通信、機械、航空、土木、建築、材料工学、造船工学、農業農村工学、林学、砂防又は造園に関する課程を修めて卒業又は修了したもの
	国土地理院	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して７年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学、農業農村工学又は林学に関する課程を修めて卒業又は修了し、かつ、測量法（昭和２４年法律第１８８号）第４９条第１項に規定する測量士の登録

		古い日) から起算して11年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの				を受けているもの
		一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日			地方整備局・北海道開発局	試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに該当する日(二以上あるときは、当該日のうち最も古い日) から起算して11年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの
		二 学校教育法に基づく高等専門学校第3学年の課程を修了した日				一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日
		三 学校教育法第90条第2項の規定に基づき大学に入学した日				二 学校教育法に基づく高等専門学校第3学年の課程を修了した日
		四 学校教育法施行規則第150条第2号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日				三 学校教育法第90条第2項の規定に基づき大学に入学した日
		五 学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第3号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日(同号の				四 学校教育法施行規則第150条第2号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日
						五 学校教育法に基づく専修学校

		規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。) 六 高等学校卒業程度認定試験規則に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日 七 外国において学校教育における12年の課程を修了した日 八 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日 九 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十 昭和56年文部省告示第153号第1号に規定する検定に合格した日又は同告示第2号から第5号までに規定する課程を修了した日		の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第3号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。) 六 高等学校卒業程度認定試験規則に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日 七 外国において学校教育における12年の課程を修了した日 八 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日 九 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十 昭和56年文部省告示第153号第1号に規定する検定に合格した日又は同告示第2号から第5号までに規定する課程を修了した日
	観光庁経験者採用試験（係長級			試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程

			(事務)		等を修了した日のうち最も古い日から起算して7年を経過した者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 この決定による改正は、令和7年4月1日から効力を発生する。

「人事院規則8—12(職員の任免)の一部を改正する人事院規則案」及び「平成26年人事院公示第22号の一部を改正する人事院公示案」に対して提出された御意見と人事院の考え方

番号	御意見の概要	人事院の考え方
1	○外国語試験の際、ベトナム語およびペルシャ語のみの追加についての意見 英語が話せず、ベトナム語およびペルシャ語のみを扱う者は農林水産省職員としての水準を下げかねない為、反対 ○総合職となる者の再試験を1年から5年に変更する点についての意見 総合職でありながら、試験も無しに雇用を延長する事は無能であっても長期権力を有する事になる可能性は否定できないため反対。 総合職という重要な職につくレベルであれば問題なく試験は毎年突破できなくてはならない。 ○雇用条件を学卒から1年短縮する件についての意見 むしろ経験をつんだものの方が雇用には望ましいため、短縮どころか延長を求めるため反対	一つ目の御意見について、外国語試験の出題分野の見直しは外務省経験者採用試験(書記官級)について行うものですが、外国語試験をいずれの言語で受験する場合であっても、基礎能力試験で英語による文章理解の問題を課すことで英語に係る能力を実証しています。 二つ目の御意見について、今般の採用候補者名簿(以下「名簿」という。)の有効期間の見直しは、総合職試験ではなく経験者採用試験に係る名簿について行うものです。 名簿は採用試験の合格者を記載するものですが、採用に当たっては、各府省が名簿に記載された者の中から面接を行い採用者を決定します。そのため、名簿に記載されることで国家公務員の身分が生じるものではありません。 総合職試験等に係る名簿については令和5年度に有効期間を5年へ延長しましたが、これは、試験合格後に他の就職先(民間企業等)へ進み更なる経験を積んだ者が再度試験を受け直すことなく上記採用面接を受けられるようにすることで人材確保の機会を広げるもので、本件見直しもこれと共通の目的によるものです。 三つ目の御意見について、経験者採用試験の受験資格は、各試験の対象官職を踏まえて設計しています。 今般の見直しは、農林水産省経験者採用試験(係長級(技術))の対象官職を踏まえつつ、受験者を広く誘致するために、大学卒業等からの経過年数の要件を1年短縮するなどして、受験資格を拡大するものです。その上で、受験者の中から、経験論文試験や総合評価面接試験などを通じて、能力・適性を有する方を合格者とします。